

## 有限会社あゆみ介護文京の指定訪問介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社あゆみ介護文京が開設するあゆみ介護文京指定訪問介護事業所(以下事業所と略称)が行う指定訪問介護事業(以下事業と略称)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定める。そしてその定めるところに従い事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下訪問介護員等という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるように入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。  
2. 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あゆみ介護文京
- (2) 所在地 東京都文京区千駄木5丁目28番5号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上(常勤職員)  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用にかかわる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2名以上(訪問介護員任用資格有資格者)  
訪問介護員等は指定訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務員 1名  
事務職員は、必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月4日までは休みとする。
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

### (サービスの提供方法、内容、及び利用料等)

第6条 指定訪問介護のサービス提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者が発行する介護保険負担割合証に記載された割合に相当する額とする。

- ① 身体介護に関すること
- ② 生活援助に関すること
- ③ 相談・助言に関すること

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 1) 事業所から片道おおむね 1キロメートル未満 0 円
- 2) 事業所から片道おおむね 1キロメートル以上 200円(1<sup>キ</sup>毎に100円加算)
- 3) 前項の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

### (相談・苦情対応)

第7条 事業所は、利用者又はその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問介護サービス等に関する利用者又はその家族の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2. 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

### (事故処理)

第8条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、指定居宅介

護支援事業者等関係各所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際し採った処置について記録しその完結の日から2年間保存する。

3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は東京都文京区、台東区、北区、とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずることとする。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
  - ② 虐待防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業員に対して、虐待防止のための研修会を定期的実施する。
  - ④ 虐待防止に関する担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係各所に連絡することとする。

(秘密の保持)

第12条 従業員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

(事業継続計画)

第13条 事業所は、事業継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問介護サービスの提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施することとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおりものとし、また業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 2) 継続研修 虐待防止・権利擁護・認知症ケア・介護予防・感染症・その他適切に業務を実施することに必要な知識に関する内容 年1回以上
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社あゆみ介護文京と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。